

「TOKYO 2020 Open Innovation Challenge」参加規約

この規約(以下、「本規約」といいます)は、TOKYO 2020 Open Innovation Challenge の主催者(以下、総称して「主催者」といいます)が開催する上掲のイベント(以下、「本イベント」といいます)に参加する際に、本イベントへ参加する者(以下、「参加者」といいます)に遵守していただく事項を定めたものです。

1. 本イベントの目的及び概要

本イベントの目的(以下、「本目的」といいます)は、(i)技術的イノベーションを創作する十分なスキルを有する人材を集めることで、主に東京都内及びその周辺において、現在、2020年7月から8月に開催される予定の第32回オリンピック競技大会に関する機運醸成活動に関連する人材の多様性や専門性を高めること並びに(ii)オリンピックムーブメント及びオリンピックバリューを推進することにあります。本イベントの概要及び参加資格・応募条件等について詳細は[別紙1](#)にて規定します。

2. 本イベントのために利用する素材

参加者は、以下の条件を遵守するものとします。

(1) 国際オリンピック委員会(以下、「IOC」といいます)が用意する素材

参加者は、2019年9月4日から2020年2月22日の間(以下、「本イベント開催期間」といいます。)、本イベントの目的のためにのみ必要な範囲に限り、プエノスアイレス2018ユースオリンピック大会の放送映像の一部及びOlympic Data Feed(以下、総称して「IOC素材」といいます。)を利用することができるものとし、本イベント開催期間後は、当該素材をあらゆる方法及び態様で利用することはできないものとします。

参加者は、提供するIOC素材に記録された事実をいかなる態様又は方法であっても変更、曲解、修正することはできません。IOCによる事前の書面による承認無しに、IOC素材を含むコンテンツ及び/又は製品(最終成果物を含みます。)を使用、配布、利用可能とすることはできません。

主催者が本イベントの参加者に提供するIOC素材に含まれる(又は関連する)著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作隣接権その他一切の権利(特許権、実用新案権、商標権、意匠権を受ける権利及び所有権を含みます。以下、総称して「知的財産権」といいます。)は、IOC(又は適用がある場合にはIOCが指定する第三者)に留保され、IOCの単独かつ独占的財産であるものとします。

(2) 主催者が用意する素材

参加者は、本イベント開催期間中、厳に本目的に必要な範囲に限り、本イベントのために主催者又は主催者が指定する第三者が参加者に提供する写真、映像、ソフトウェア、データ、コンテンツ又はAPI等の素材、製品等(以下、「主催者素材」といいます)を利用することができるものとし、本イベント開催期間後は、当該素材をいかなる方法及び態様であっても利用することはできないものとします。

主催者素材に含まれる(又は関連する)知的財産権は、主催者(又は適用がある場合には主催者が指定する第三者)に留保され、主催者の単独かつ独占的財産であるものとします。

(3) IOC 素材及び主催者素材の削除

参加者によってそのパソコンその他のデバイス等に保存され、その他複製され、又はアクセス可能な全ての IOC 素材又は主催者素材、その複製物、その編集・加工物(IOC 素材又は主催者素材を編集・加工した学習データセットを含む)、IOC 素材又は主催者素材に基づき又は派生した全ての二次的創作物は、IOC 及び／又は主催者がある保存、複製及び／又はアクセスを認めた場合を除いて、本イベント開催期間終了後に削除するものとします。

(4) 参加者自身が持ち込む素材

参加者は、本イベントの参加にあたって、参加者が知的財産権を保有する及び／又は第三者が知的財産権を保有するコンテンツ、製品又はその他の素材(ソフトウェア、データ、コンテンツ又は API 等)やそれらの利用に関する技術的知見(ノウハウ)、アイデア(以下、参加者が持ち込む素材のうち参加者がその知的財産権を保有する素材を「参加者素材」といい、第三者が知的財産権を保有する素材を「第三者素材」といいます。)を自己の責任と費用において本イベントのために持ち込み、利用することができるものとし、これにより主催者及び IOC その他関係団体をあらゆる責任から免責するものとします。参加者が参加者素材を持ち込み利用する場合、参加者は、IOC、IOC が指定する第三者(特に主催者を含む。)及び IOC によって存在、設立、所有又は直接的若しくは非直接的に管理されるあらゆる機関又は企業(the Olympic Foundation for Culture and Heritage、the IOC Television & Marketing Services S.A.、the Olympic Channel Services S.A.及び the Olympic Broadcast Services S.A.を含みますが、これらに限られません。以下、これらを併せて「IOC その他関係団体」といいます)に対し、成果物(以下で定めます。)に含まれる参加者素材を利用することを許諾するものとします。

また、参加者が第三者素材を持ち込み利用する場合、参加者は、IOC その他関係団体が、成果物に含まれる第三者素材を利用できるようにしなければならないものとします。

参加者素材及び第三者素材に関する当該許諾(利用できる権限)は、非独占的な、全世界的な、永久の、取消不可の、無償の、譲渡可能な、再許諾可能な(特に主催者への再許諾を含む。)ものでなければならず、主催者及び IOC その他関係団体に対し、現在知られている及び今後開発されるあらゆる態様で利用できる全ての権利(成果物に含まれた参加者素材及び／又は第三者素材を、プロモーション利用、商業利用及び本目的に関連する利用等その利用態様に制限なく、頒布、複製、放送、送信、編集、改変、翻訳及び修正する権利を含みますが、これらに限られません。)を許諾するものでなければなりません。参加者は、主催者及び IOC その他関係団体に対する上記許諾が付与され又は与えられる範囲でのみ、成果物に第三者素材を持ち込み利用するものとします。参加者は、求められた場合には、主催者及び IOC その他関係団体に対して、本条項に基づき付与された許諾の写しを提出するものとします。

参加者は、主催者及び IOC その他関係団体に対し、成果物に含まれる参加者素材及び／又は第三者素材のあらゆる利用は、存在する第三者の知的財産権又はその他の権利を一切侵害するものでないことを確保し、その旨保証するものとします。参加者は、参加者素材及び／又は第三者素材に関連するあらゆる権利侵害の主張、異議、苦情、損害賠償、その他の法的責任(第三者素材に含まれる知的財産権等の第三者の権利に起因する当該権利侵害の主張、異議、苦情、損害賠償を含むがこれらに限られません。)について全ての責任を負

い、主催者及び IOC その他関係団体をこれらの責任から補償し、損害を受けないようにするものとする。各参加者(又は参加者のグループ)は、自らが本イベントに持ち込み利用した参加者素材及び／又は第三者素材に関連して発生した紛争については、自らの費用と責任において、これを解決するものとし、主催者及び IOC その他関係団体は一切の責任及び費用の負担をしないものとします。

3. 本イベントで作成する成果物

参加者が、本イベントにて作成した成果物については、以下の条件が適用されるものとします。

(1) 成果物の権利

①本規約において、「成果物」とは、本イベント開催期間中において、参加者が作成したコンテンツ、要素、製品、財産、プロトタイプやその他の素材(文書、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェア、ハードウェアのプロトタイプ、プレゼンテーションで利用する資料や動画コンテンツ、著作物、発明、アイデア、コンセプト、学習用プログラム、学習済みモデル、学習済みパラメータ等を含むがこれらに限られません。)をいいます。成果物は、IOC その他関係団体の独占的な財産とします(成果物に関連する権利、権原、又は利益を含みます。)。参加者(参加グループに所属する参加者を含みます。)は、法令が認める範囲で、本規約第 2 条に基づく権利に影響を与えることなく、成果物に関する全ての権利、権原及び利益(所有権、知的財産権、その他の権利を含みますが、これらに限られません。)を IOC その他関係団体に移転及び譲渡するものとする。IOC その他関係団体に対する当該権利の移転及び譲渡は、独占的な、取消不能の、全世界的な、永久の、無償の何ら制限がない権利の移転及び譲渡であり、あらゆる媒体及び公表形態において、使用、放送、再許諾、送信、複製、編集、改変、翻訳、修正、頒布、二次的著作物の創作、成果物の販売その他のあらゆる利用(プロモーション利用、商業利用及び本目的に関連する利用等を含みますが、これらに限られません。)をできる権利を含むものとします。参加者(参加グループに所属する参加者)は、IOC の要求に基づき、かかる譲渡を証明又は確認するのに必要なあらゆる全ての契約書及びその他の文書を作成するものとします。また、成果物について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権等の知的財産権を受け取る権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は、全て IOC その他関係団体に帰属するものとします。

本規約第 3(1)条に基づく権利の譲渡について、参加者は、法令が認める範囲で、本規約第 2 条に影響を与えることなく、成果物に関して有している全ての著作権者人格権を無条件で放棄するものとします。もし当該放棄が適用法の下で認められない場合には、参加者は、成果物の利用に関して全ての著作権者人格権を主張しないことに同意し、参加者は、特に、成果物が IOC その他関係団体又は IOC から許諾を受けた第三者(特に主催者)によって修正、改変、変形、翻案その他利用され、当該利用は著作権者人格権の侵害とみなされないことを認識し、同意するものとする。

なお、当該成果物を(単独で又は参加グループの一員として)作成した参加者以外の参加者が、当該発表成果物の作成に何らかの寄与をしていたとしても、当該参加者は当該成果物について、何らの権利も有しないものとします。

②成果物に IOC 素材が含まれている場合、成果物に含まれる当該 IOC 素材の扱いは本規約第 2 (1)条に従

うものとしします。

③成果物に主催者素材が含まれている場合、成果物に含まれる当該主催者素材の扱いは本規約第 2 (2)条に従うものとしします。

④成果物に参加者素材及び／又は第三者素材が含まれている場合、成果物に含まれる当該参加者素材及び／又は第三者素材の扱いは本規約第 2 (4)条に従うものとしします。

参加者が作成した成果物(参加者素材及び第三者素材を含みます。)に個人情報が含まれる場合には、本イベントを運営するために必要な範囲において、参加者は主催者及び IOC その他関係団体に対し、個人情報保護に関する関連法規や適用あるポリシーを遵守することを確実にし、かつ、保証するとともに、当該個人情報本規約に基づき利用されることを確実にするものとしします。

(2) 成果物の提出

参加者は、本イベントにおいて、主催者の定める時間内に、**別紙1**記載の本イベントの目的に沿った成果物を考案又は作成し、成果物を主催者に提出するものとしします。なお、参加者は、成果物の提出媒体、提出方法、提出時期、その他成果物の提出に係る事項については、主催者の指示に従うものとしします。

4. 禁止事項

(1) 参加者は、成果物について、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わいせつなもの、違法行為や反社会的行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権及び／又はその他の権利を侵害するもの、コンピュータウイルスや不正プログラムを動作させるもの、オリンピックバリューに反し又はこれに違反するもの等を作成してはならないものとしします。

(2) 参加者は、(特に本イベントで実施するプレゼンテーションにおいて)自ら又は第三者のブランド、名称、ロゴ、その他独特なサイン等(以下、総称して「参加者及び第三者ブランド」といいます)を露出してはならず、また、主催者又は IOC その他関係団体の事前の書面による承諾がない限り、主催者又は IOC その他関係団体のブランド、名称、ロゴ、その他の権利を露出してはならないものとしします。特に、参加者は、IOC、オリンピック競技大会又はオリンピックムーブメントと何らかの形で関係するマーケティングの権利やその他の権利は与えられていません。参加者は、IOC の事前の書面の同意なく、「オリンピックプロパティ」(オリンピック憲章(以下のリンクからアクセス可能:www.olympic.org/documents/olympic-charter)にて定義され、定期的に修正される。)(オリンピックシンボル、オリンピック競技大会のエンブレムといったエンブレム、トレードマーク、テーマ、ロゴ、マスコットその他の呼称を含むがこれらに限られません。)を利用したり、利用させたりしてはならず、また、IOC、オリンピック競技大会又はオリンピックムーブメントと関係する権利やこれらとの特定の関係を維持する権利が参加者に認められていると直接又は間接に示唆するようなコミュニケーションを行ってはならないものとしします。本条項に基づく義務は、本イベント開催期間終了後も、存続するものとしします。

(3) 参加者は、本イベント参加中、参加者及び第三者ブランドが表示された宣伝広告物、商品の頒布、販売等を行ってはならず、その他本イベントの参加に関して主催者の一切の指示に従うものとしします。

(4) 参加者は、当該参加者自身と主催者(又は IOC その他関係団体)との関係又は本イベントへの参加の事実

について、当該参加者又は当該参加者若しくは所属する会社の事業の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (5) 参加者は、自らが所属する発表グループが発表した発表成果物が、本イベントにおいて表彰されなかったこと、及び、主催者により本イベント後の実用化に向けた開発に採用され、又は、採用されなかったことについて、何ら異議を述べないものとします。なお、審査の内容については、お答えできませんので予めご了承下さい。
- (6) 参加者は、自らが所属するグループが発表した発表成果物と同一又は類似のアイデアを IOC その他関係団体又は IOC から許諾を受けた第三者(特に主催者)が利用することについて何ら異議を述べないものとします。
- (7) 参加者は、自らが所属するグループが発表した発表成果物を IOC その他関係団体又は IOC から許諾を受けた第三者(特に主催者)が利用することに関し、金銭的要求、差止請求その他一切の請求をしないものとします。
- (8) 参加者は、主催者による参加者の選定及びその取り消し並びに入賞者の選定及びその取り消しについて何ら異議を述べないものとします。
- (9) 参加者は、本イベントおよび周辺で指定された写真撮影禁止区域又は主催者が指定する区域において写真の撮影や音声の録音等記録を行ってはならないものとします。

5. 情報取扱い

(1) 秘密保持

参加者は、全ての成果物のコンテンツ、参加者による成果物の制作を助けるため、主催者、IOC その他関係団体若しくは主催者又は IOC の要求に基づき第三者が参加者に提供したあらゆる情報、書面、その他のデータ、本イベントに関連して参加者がアクセスできたあらゆる情報、書面、その他のデータ(以下、総称して「秘密情報」といいます)を秘密とし、主催者、IOC その他関係団体又は関連する第三者の独占的な財産とするものとします。参加者は、全ての秘密情報を秘密とし、これらの全部又は一部を第三者に対して開示又は利用させたりしないものと、主催者又は IOC の事前の書面による承諾なく、本規約の**別紙1**及び**別紙2**に定められている本イベントの目的のために必要な範囲を超えて、秘密情報を利用しないものとします。参加者は、本イベント開催期間が終了した場合若しくは先に主催者又は IOC その他関係団体から書面により請求を受けた場合には、主催者、IOC その他関係団体又は関連する第三者に対し、全ての秘密情報(それらの複製物を含みます。)を返還し、秘密情報を含むすべてのメモ、レポート及びその他の書面を廃棄し、電磁的記録や主催者、IOC その他関係団体又は関連する第三者に対して返却できない全ての秘密情報(それらの複製物を含みます。)を削除するものとします。本規約第 5(1)条に基づく義務は、本イベント開催期間の終了後も存続し、無期限に適用されるものとします。

(2) 秘密情報の非開示

参加者は、本イベントにおいて、自己の非公開を望む情報、著作物、発明、アイデア、並びに、第三者から秘密保持義務を負っている情報については開示しないものとします。

(3) 本イベントの撮影と情報の公開

主催者、IOC その他関係団体又は IOC から指定された第三者は、本イベントの実施に関して、写真やビデオを撮影し、取材し、報道、オリンピック競技大会、オリンピックムーブメント及び／又はオリンピックパリュウの促進その他の商業上の目的のために、撮影した写真又は動画、取材内容、成果物を公開することができるものとします(新聞・雑誌・ウェブニュース等のメディアへの掲載許可を含みますがこれらに限りません。)。参加者は、当該利用及び公開に同意したうえで、本イベントに参加するものとし、当該範囲においては、著作権、著作者人格権、肖像権等の一切の権利行使をしないものとします。なお、本イベントで主催者、IOC その他関係団体又は IOC から指定された第三者が撮影又は作成した写真、映像及び制作物に係る知的財産権は IOC に帰属するものとします。なお、報道機関が報道目的で撮影又は作成した写真、映像及びその他の制作物に係る知的財産権は、その報道機関に帰属するものとします。

参加者は、本イベントで写真やビデオを撮影することができるものとします。その場合、参加者は、IOC が、参加者及びその代理人からの追加の了承や参加者及びその代理人への追加の支払なく、当該コンテンツに係る知的財産権を単独で保有することに同意するものとします。参加者は、当該コンテンツに関して有している一切の権利(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みますが、これらに限られません。)を IOC に対して譲渡するものとし、これにつき著作者人格権の権利行使をしないことに同意するものとします。IOC は、参加者に対し、参加者が本イベントにおいて撮影した写真、映像及び録音物を本目的のために利用することを許諾するものとします。

(4) 個人情報の取扱い方針

本イベントの開催にあたって主催者が知り得た参加者の個人情報の取扱いについては別紙 2「個人情報保護方針」記載のとおりとし、参加者はこれに同意するものとします。

6. 参加者による成果物の利用

成果物は IOC その他関係団体の単独の独占的財産であり、参加者は、IOC の事前の書面による承諾なく、成果物を販売促進、利用、複製、対外的に公表、販売、出版、開示、商業化、その他本規約又は別紙 1 に定められていないあらゆる方法で成果物を利用しないことに同意する。

参加者が別紙 1 に定められていない方法で成果物を利用することを希望する際には、参加者は、IOC の許諾を得るため、事前に IOC (legal@olympic.org 宛)に、その旨(成果物の利用目的・成果物の内容・利用方法を含みますが、これに限定されません)を書面で通知するものとします。なお成果物の利用目的は、オリンピックムーブメントに資する目的又はその他これと同様の目的に必要な範囲に限定することとします。成果物の利用の許諾又は拒否の決定は、IOC の単独の裁量でなされるものとします。

IOC その他関係団体は、自ら又はその他の者(特に主催者)と協力の上、特に優秀と認められた成果物を実用化させるため、それに向けた開発を、継続して行っていく場合があります。参加者は、IOC その他関係団体、主催者

又は IOC から許諾を受けた第三者が成果物を利用すること(上記開発を含みます。)につき、何らの異議も述べないものとします。

- * 疑義を避けるため、当該成果物が何らかの表彰に該当したとしても、必ず本項に基づく開発に採用されるものではありません。
- * 疑義を避けるため、本項の開発の検討を開始した場合でも、IOC その他関係団体(及び主催者(適用がある場合))の都合により、いつでもその理由の如何を問わず、開発を取りやめる場合があります。参加者はこれにつき何らの異議を述べないものとします。

7. 責任

参加者は、主催者、IOC その他関係団体、その他 IOC が指定する関連第三者(適用がある場合)(役員、従業員、代理人、関連会社及び代表者を含む。)について、本イベントに関連する参加者の作為又は不作為(故意又は過失を問いません。)に起因する第三者からの法的請求、第三者に対する責任、損失、損害、身体又は財産に発生した損害(弁護士費用その他の費用を含みますが、これらに限られません。)から補償し、損害を受けないようにするものとします。

故意又は重過失がない場合には、主催者、IOC その他関係団体、(適用ある場合)その他 IOC が指定する関連第三者は、本イベントに関連して参加者が被った損失又は損害について一切責任を負わないものとします。特に、主催者及び IOC その他関係団体は、本イベントの実施に関するあらゆる過程において生じた、ネットワーク、電話機、電子機器、コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、異常、又は不正アクセス等の第三者の行為及び参加者間のトラブル等について、一切の責任を負わないものとします。また、主催者、IOC その他関係団体、(適用ある場合)その他 IOC が指定する関連第三者は、それらによって、参加者が被った損害等について、一切責任を負わないものとします。

8. 輸出管理

参加者は、本イベントの実施及び創出される成果物について、輸出管理に関する法令を含むあらゆる適用法を遵守するものとします。

9. 主催者による参加取り消し

主催者は、参加者が次の各号に記載する者に該当していると判断した場合、本イベントへの参加をお断りします。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、上記第 9(1)条に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

- (3) **別紙1**記載の参加資格及び応募条件に合致しない者、主催者の業務上支障をきたす者、他の参加者に迷惑をかける者、本イベントの運営を妨げる者、本規約を遵守しない者又はこれらの者に該当する恐れがある者

主催者は、主催者が合理的に必要と考えた場合には、他の状況や他の理由であっても、参加者の参加を拒否することができるものとします。

10. 本イベントの中止

主催者は、天災その他の原因で、本イベントの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なしに本イベントを中止、中断又は修正(内容変更を含みます。)することができるものとします。

11. 本規約の変更

主催者は、IOCの承諾を得たうえで、主催者及びIOCにおいて本イベントの目的のために必要と判断した場合には、参加者に事前の予告なしに本規約を修正・変更することができるものとします。

12. 一般条項

報酬:

本イベントの入賞者が受け取るであろう賞を除き、主催者は、参加者に対し、その他の報酬、あらゆる種類の補償を行わないものとし、特に、成果物や本規約に基づくあらゆる権利の移転、譲渡又はライセンスについて何ら対価は発生しないものとします。

解釈:

本規約又は**別紙1**に定められていない疑義や問題が生じた場合には、IOCの事前の承諾を得て、主催者が最終決定をするものとします。

準拠法:

本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとする。

友好的に解決されなかった本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記に関わらず、IOCその他関係団体と参加者又は主催者との間で本規約を巡って紛争となる場合や本規約又は**別紙1**又は**別紙2**に起因又は関連する紛争や法的請求についてIOCやIOC関連団体が当事者となる場合、参加者は、当該事項、紛争及び法的請求は、その他の管轄ではなく、スイス・ローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所にのみ提出され、スポーツ仲裁条項に従って終局的に解決されることを了承し、同意します。何らかの理由で、スポーツ仲裁裁判所が管轄の受入を否定した場合には、当該紛争は、スイス・ローザンヌにある通常の裁判管轄のある裁判所に独占的に提出され、(抵触法と関係なく)スイス法に従い解決されるものとします。

TOKYO 2020 Open Innovation Challenge 募集要項

TOKYO 2020 Open Innovation Challenge とは、アーバンスポーツの観戦体験を“より分かりやすく、より楽しく、より面白く”拡張するアプリケーションの開発コンテストです。

本コンテストで対象としているアーバンスポーツとは、東京 2020 大会で実施される 3x3 バasketボール、BMX フリースタイル、スケートボード、スポーツクライミングを指します。

国際オリンピック委員会(以下、「IOC」といいます)の協力のもと、東京 2020 大会組織委員会(以下、「Tokyo 2020」といいます)と、ワールドワイドクラウドサービスパートナーである Alibaba Cloud(以下、「アリババ」といいます)、ワールドワイドパートナーであるインテル コーポレーション(以下、「インテル」といいます)の共催で、世界中の方とともにイノベーションの創出を目指します。

1. 大会名称

TOKYO 2020 Open Innovation Challenge

2. 主催

- ・ Tokyo 2020
- ・ アリババ
- ・ インテル

3. 参加資格

- ・ 個人またはグループで参加可能です(以下、総称して「参加者」といいます)。参加グループは、参加規約(以下、「本規約」といいます)(この別紙1を含みます。)に従った全ての条件を満たし、かつ、今回のテーマを実現するのに適切なメンバーで構成してください。
※グループ名に企業名、商品名など商業目的とみなされる名称を冠することはできません。
※グループで参加する場合、メンバー全員が参加規約へ同意してください。
- ・ 各国又は地域において、本規約に自ら同意することができる法的な年齢未満の参加者は、両親又は法定代理人の書面による承諾を得てください。
- ・ 参加者の国籍は問いません。世界中どこからでもご参加いただくことが可能です。ただし、日本語か英語いずれかの言語で、規約等の文書を読解できること、企画書やプレゼンテーション資料の作成および説明ができること、審査員や運営事務局からの問い合わせに対する対応が可能であることを必須条件とします。

4. コンテストテーマ

「アーバンスポーツの観戦体験を”より分かりやすく、より楽しく、より面白く”というテーマに沿ったアプリケーションを開発してください。

5. スケジュール(予定)

- ・ 応募期間:2019年9月4日(水)~2019年10月13日(日)
- ・ 一次審査:2019年10月14日(月)~2019年11月1日(金)
- ・ 一次審査結果通知:2019年11月2日(土)
- ・ トレーニングプログラム実施:2019年11月9日(土)
- ・ 最終審査:2020年2月22日(日)
- ・ スケジュールは変更になる場合があります。

6. 応募方法

応募フォームに以下の必要事項をご記入の上、企画書作成要領に沿って作成した企画書を添付してご応募ください。

- ・ お名前(必須) ※代表者氏名をご記入ください。
- ・ メールアドレス(必須) ※代表者のメールアドレスをご記入ください。
- ・ 連絡事項 ※最終審査会時で特別な配慮を希望される方や、その他連絡事項がある方はご記入ください。

企画書フォーマットのダウンロード:

https://tokyo2020.org/jp/get-involved/event/oic/data/Proposal_Format_ja.pptx

(1) 企画書作成要領

- ・ 企画書フォーマットを上記のリンクからダウンロードしてください
- ・ フォーマットの項目に従い、日本語、または英語で企画書を作成してください
- ・ 作成するファイルは PDF 形式として、5MB 以内となるようにしてください
- ・ 下記のお問い合わせフォームの大項目から「TOKYO 2020 Open Innovation Challenge」を選択して「次へ」を押して進んでいただきますと、応募フォームに遷移します。この応募フォームから企画書を添付して応募してください。

お問い合わせフォーム URL: https://enquiry.tokyo2020.org/CPR_Enquiry

(2) 応募に当たっての留意事項

- ・ 応募期間外の提出は受け付けません。
- ・ 原則、郵送又は持参による応募は受け付けません。
- ・ 原則、応募後の内容変更は受け付けません。
- ・ 提出物は返却いたしません。本イベント終了後は、主催者にて廃棄します。
- ・ 提出物に不備や不足があった場合は失格となる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 個人、もしくは1グループで応募できる企画数はひとつに限らせていただきます。
- ・ 応募者は参加規約をよくお読みいただき、同意の上ご応募ください。

7. 審査について

(1) 審査基準

以下の基準に沿って審査し、総合的に判断いたします。

創造性と革新性	既存の概念にとらわれない発想のもと、人々に驚きや感動を与えられるようなアイデアか
有用性と価値の高さ	アーバンスポーツの観戦体験をより分かりやすく、より楽しく、より面白く拡張させ、将来的に実現化する価値のあるものか
技術的な実現可能性	アイデアを実現化するための具体的な方法や課題解決の方針等を示し、技術的な実現性が担保されているか
使いやすさ(UX/UI デザイン)	シンプルかつ直感的で、誰でも簡単に扱える UX/UI デザインが施されているか
技術的な先進性・拡張性	最先端のソリューションや技術的観点を取り込み、より広く使われる拡張性や柔軟性を備えているか

(2) 1次審査

1次審査は書類審査です。応募フォームに添付していただく企画書を見て審査を行い、最終審査に進む通過者(およびグループ)を選定いたします。企画書の詳細は、「応募方法」をご参照ください。

1次審査は東京2020組織委員会、Alibaba Cloud、インテルの主催3者で審査を行います。

1次審査通過者(およびグループ)は、東京2020大会組織委員会の公式サイト上で紹介させていただきます。

(3) 1次審査通過者への技術サポート

1次審査通過者(およびグループ)には、Alibaba Cloud 開発環境、インテルのAI製品のトレーニングプログラムを実施いたします。その際に主催者からの資産提供(Alibaba Cloud 開発環境権限、インテルのAI製品権限、スポーツデータ)をさせていただきます。

トレーニングの詳細については、1次審査通過者に対して個別にご連絡させていただきます。なお、都内某所に

おける講義形式での日本語によるトレーニングプログラムを予定しています。英語によるトレーニングが必要な方に向けては、別途英語のドキュメントのみを提供いたします。

(4) 開発・準備期間

1次審査通過者(およびグループ)には、最終審査前日までに、応募していただいた企画書に沿ってプロトタイプを開発していただきます。特別、開発作業場所を提供することはありません。

なお、最終審査の5日前には、主催者側でプログラムを再現できる実行ファイル等をAlibaba Cloud上にご用意ください。

(5) 最終審査

1. 最終審査会前の技術確認

技術的な信ぴょう性確認のために、Alibaba Cloud上でプログラムの再現性を確認させていただきます。

2. 最終審査会

最終審査会では、実際に開発していただいたプロトタイプについてのプレゼンテーションを実施していただきます。

最終プレゼンテーションの詳細は、1次審査通過後にご案内いたします。

3. 最終審査選考委員

- ・ 東京2020組織委員会 チーフ・テクノロジー・イノベーション・オフィサー 三木 泰雄
- ・ アリババクラウド ジャパン チーフアーキテクト 陳 辰(Chen Chen)
- ・ インテル株式会社 オリピック・プログラム・オフィス テクノロジー・ディレクター 松田 貴成

【特別審査員】

- ・ 東京2020組織委員会 参与 夏野 剛
- ・ 国際フェンシング連盟 副会長；公益社団法人 日本フェンシング協会 会長；日本アーバンスポーツ支援協議会 副会長 太田 雄貴

8. 表彰

(1) 賞

金賞、銀賞、銅賞、2020特別賞、の計4賞。

(賞の内容は2019年9月4日時点では未定。)

東京2020大会期間中に会場周辺でご発表いただく場を設けることも検討しております。

(2) 表彰式

上記の最終審査会終了後、同会場にて表彰式を実施する予定です。

9. その他

- ・ 主催者は、必要に応じて、本募集要項等を改定することができるものとし、改定した場合には、告知サイト上で公開します。
- ・ 主催者は、応募作品等が、本募集要項等に反することがないように、必要に応じて応募者に対して指導・助言を行うことができるものとします。
- ・ 主催者は、[別紙2](#)の個人情報保護方針に則り、個人情報を適正に管理します。

10. お問合せ先

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

TOKYO 2020 Open Innovation Challenge 担当

メールアドレス: tokyo2020.open.innovation.challenge@tokyo2020.jp

個人情報保護方針

本イベントの開催にあたって主催者が知り得た参加者の個人情報の取扱いについては以下の個人情報保護方針に従い管理し取り扱うものとし、参加者はこれに同意するものとします。

①個人情報保護方針

本イベントの主催者は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）を遵守し、以下の方針に従って個人情報の保護に努めるものとします。

a. 個人情報の取得と利用

主催者は、利用目的を明らかにするなど適正な手続により個人情報を取得し、その目的以外には当該個人情報を利用しません。

b. 個人情報の第三者への提供制限

主催者は、法令の要件を満たしている場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供又は開示しません。

c. 個人情報の安全管理

主催者は、個人情報を正確かつ安全に管理し、紛失、改ざん及び漏えい等を防止するため、適切な対策を講じます。

d. 個人情報の開示・訂正・追加・削除等

主催者は、本人が識別される個人情報について、当該本人が開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去等を求める権利を有していることを理解し、これらの要求がある場合は速やかに対応します。

e. 委託先の監督

主催者は、個人情報の取扱いの全部又は一部の業務を外部に委託する場合、その委託先に対し、個人情報の安全な管理を義務付け、必要かつ適切な監督を行います。

f. 個人情報保護の徹底

主催者は、個人情報保護法その他関連法令及びガイドラインを遵守するとともに、業務委託先その他関係者に個人情報保護の重要性を周知徹底し、個人情報保護に係る意識の教育及び啓発を図るものとします。

②個人情報の取扱い

主催者は、個人情報保護の重要性を認識し、以下に定めるところに従って、主催者にご提供いただきました個人

情報を適正に取り扱うものとします。

a. 個人情報の利用目的

主催者は、個人情報を以下の利用目的で利用することがあります。

- (1) 2020 年に開催される第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会(以下、「本大会」といいます)の準備、運営及びこれに関連する情報提供
- (2) 本イベント及び成果物の活用に関するご連絡
- (3) 主催者を構成する公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」といいます)が設立する各種委員会による審議、審査及び運営
- (4) 組織委員会が実施するセミナー、展示会、フォーラム、イベント、コンテスト等に関するご案内、メールマガジンの送付、本人確認及び運営
- (5) 本大会に関連する懸賞、キャンペーン、フェアの運営
- (6) 組織委員会又は本大会に関連する調査・研究及び活動報告、プレスリリース、撮影等の広報活動
- (7) 各種問い合わせ対応
- (8) 組織委員会の事業目的の達成のために第三者と締結した契約の履行
- (9) 主催者が管理する関連施設への入退管理
- (10) 前各号に関連する会議、打ち合わせ等の実施及び書面、メール、電話等によるご連絡

b. 個人情報の第三者への提供等

- (1) 主催者は、本ポリシーで定める個人情報の利用目的に必要な場合に、国際オリンピック委員会(及びその関係組織)、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会又は東京都に対して(適用法において要求される場合には本人の同意に基づき)個人情報を提供することがあります。特に、主催者は国際オリンピック委員会(及びその関係組織)、国際パラリンピック委員会その他組織委員会又は国際オリンピック委員会が指定した者に対して、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントのために個人情報を移転する場合があります。これ以外の第三者に対しては、本人の同意を得ずに個人情報を提供することはありませんが、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、本人の同意なく個人情報を提供することがあります。

ア. 法令に基づく場合

イ. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ウ. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

- エ. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- オ. 合併その他の事由による事業の承継に伴い個人情報を提供する場合
- カ. 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合

(2) 主催者は、本大会の準備、運営の関係上、個人情報を含む各種情報を海外のサーバーで保管・管理する場合があります。

c. 個人情報の変更等

個人情報の開示、利用目的の通知、訂正、追加、削除、利用停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、「開示等」といいます)をご希望の場合には、下記のお問い合わせ窓口へご連絡の上、主催者が別途定める手続に従ってご請求ください。この場合において、主催者は、個人を識別できる情報(氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス等)により、本人であることを確認します。詳細については下記の問い合わせ先へご連絡ください。ただし、以下の場合は個人情報の開示等に応じないことがあります。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがある場合
- (2) 主催者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

また、個人情報の利用停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、「利用停止等」といいます)に多額の費用を要する場合その他個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、個人情報の利用停止等に応じないことがあります。

d. その他

この個人情報保護方針に記載のない事項については、組織委員会が別途定めている個人情報保護方針(<https://tokyo2020.org/jp/privacy-policy/>)(同方針が改定された場合は当該改定後のもの)が適用されるものとしてします。

e. お問い合わせ先

主催者の個人情報保護方針に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

電話番号: 03-6257-1963(有料)

受付時間: 平日 10:00～17:00 ※土日祝日を除く

以上